

みのり園ヘルパーステーション運営規程

(平成13. 7. 30規程第8号)

施行 平成13. 9. 1

改正	平成13. 8. 29規程第21号	平成14. 10. 18規程第20号
	平成15. 3. 18規程第28号	平成16. 1. 30規程第32号
	平成16. 2. 20規程第38号	平成16. 4. 30規程第2号
	平成16. 5. 20規程第9号	平成17. 3. 29規程第23号
	平成17. 9. 20規程第23号	平成18. 4. 28規程第2号
	平成20. 5. 23報告第1号	平成23. 5. 24報告第1号
	平成24. 5. 25報告第1号	平成26. 1. 23報告第4号
	平成26. 3. 27報告第5号	平成27. 6. 30報告第2号
	平成27. 11. 11報告第3号	平成28. 10. 21報告第1号
	平成30. 11. 7報告第3号	令和 2. 6. 12報告第2号
	令和 4. 3. 16報告第5号	令和 5. 3. 17規程第12号
	令和 6. 3. 18規程第14号	

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊田みのり福祉会が開設するみのり園ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士等（以下「訪問介護員等」という。）が、基本チェックリストにより事業対象者と判定された高齢者または要介護（要支援）状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防訪問サービスの運営の方針)

第3条 指定介護予防訪問サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調製等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防訪問サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援業者（介護予防サービスについては地域包括支援センター）へ報告することとする。

- 3 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 みのり園ヘルパーステーション
- ② 所在地 愛知県豊田市中根町男松79番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所の勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上(常勤換算)

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画(介護予防訪問サービス計画)の作成・変更等を行い、利用の申込に係る調製をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員等 2.5名以上(常勤換算 サービス提供責任者含む)

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

- (4) 事務職員 0.5名(常勤換算)

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時から午後6時までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合の額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 指定介護予防訪問サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項に記載された額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- ① 1週間に1回程度利用
- ② 1週間に2回程度利用
- ③ 1週間に2回を超える利用

3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 200円
- ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 300円

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- （4）（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

（通常の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は豊田市の別紙記載の区域とする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月後
- ② 継続研修 年2回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に行う。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含む

ものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成14. 10. 18規程第20号）

この規程は、平成14年10月21日から施行する。

附 則（平成16. 1. 30規程第32号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 4. 30規程第2号）

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成17. 3. 29規程第23号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 4. 28規程第2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 5. 24報告第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26. 3. 27報告第5号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 11. 11報告第3号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30. 11. 7報告第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 16報告第5号）

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和6. 3. 18規程第14号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（平成13. 8. 29規程第21号）

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成15. 3. 18規程第28号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 2. 20規程第38号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 5. 20規程第9号）

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17. 9. 20規程第23号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20. 5. 23報告第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26. 1. 23報告第4号）

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成27. 6. 30報告第1号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28. 10. 21報告第1号）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和2. 6. 12報告第2号）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和5. 3. 17規程第12号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。